

川崎市後期高齢者医療保険料延滞金に関する要綱

制定 平成21年10月1日21川健長医第407号健康福祉局長専決

改正 平成26年4月1日25川健長医第370号健康福祉局長専決

平成28年4月1日27川健長医第470号健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号。以下「後期条例」という。）第6条に規定する延滞金について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の例による。

(延滞金の計算)

第3条 後期条例第6条第1項の規定により算定する延滞金額は、各利率により算定した額の合計額とする。この場合において、各利率により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(延滞金の納付方法)

第4条 後期条例第6条の規定により算定した延滞金は、納付書により納付しなければならない。

(延滞金の減免)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞金を減免することができる。ただし、既に納付した延滞金は除くものとする。

- (1) 後期条例第6条の規定により延滞金を計算する基礎となる保険料について、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「広域条例」という。）第15条の規定により保険料の徴収猶予を受けている場合
- (2) 後期条例第6条の規定により延滞金を計算する基礎となる保険料について、神奈川県広域条例第16条の規定により保険料の減免を受けている場合
- (3) 滞納処分の執行停止をした場合
- (4) 換価の猶予をした場合
- (5) 財産の差押え又は担保の提供を受けた場合

- (6) 交付要求による交付を受けた金銭をその交付要求に係る保険料の徴収に充てた場合
- (7) 上記各号に類する事由等により納付義務者が延滞金を納めることが困難であり、区長が特に必要と認める場合

(延滞金減免の対象期間及び金額)

第6条 前条各号の規定により延滞金を減免する場合、対象となる期間及び金額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第1号及び第2号の規定による場合は、当該猶予又は減免した期間に対応する延滞金の全額とする。
- (2) 第3号の規定による場合は、当該停止した期間に対応する延滞金の全額とする。
- (3) 第4号又は第5号の規定による場合は、当該猶予、差押え又は担保の提供がなされている期間に対応する延滞金割合を後期条例附則3に規定する特例基準割合とする。
- (4) 第6号の規定による場合は、交付要求を受けた執行機関が、強制換価手続きにおいて金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に対応する延滞金の全額とする。
- (5) 第7号の規定による場合は、納付することが困難であると認められる期間に対応する延滞金の全額とする。

(延滞金の減免申請)

第7条 第5条第7号の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書（第1号様式。以下「減免申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 減免申請書は、各区役所及び支所後期高齢者医療制度主管課長までの決裁に付するものとする。

(延滞金の減免決定)

第8条 区長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、延滞金を減免することが適当であると認めたときは、後期高齢者医療保険料延滞金減免承認決定通知書（様式第2号）により、又は不適當と認めたときは、後期高齢者医療保険料延滞金減免不承認決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

(延滞金の消滅時効)

第9条 延滞金を徴収する権利は、延滞金の基礎となる保険料が高確法第160条第1項の規定により時効により消滅したときは、同時に消滅する。

2 保険料の徴収権の消滅時効が中断し又は保険料が納付されたときは、その中断又は納

付された保険料にかかる延滞金の徴収権についても、その消滅時効が中断する。

3 延滞金の徴収権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により、5年間その権利を行使しないときは時効により消滅する。

（延滞金の保険料への充当）

第10条 延滞金に過誤納金額が生じた場合は、当該金額を未納保険料に充当するものとする。この場合の未納保険料とは、納期が未到来の保険料は含まないものとする。

（様式）

第11条 この要綱の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療事務に用いる様式は、別表に定めるところによる。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	名称	根拠条項
1	後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書	第7条
2	後期高齢者医療保険料延滞金減免承認決定通知書	第8条
3	後期高齢者医療保険料延滞金減免不承認決定通知書	第8条

第1号様式

年 月 日

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書

(あて先) 川崎市 区長

申請者 住所

氏名

電話番号

被保険者との続柄

次のとおり、延滞金の減免を申請します。

被保険者 氏 名		被保険者 番 号	
住 所			
電話番号			
申請理由			
減 免 額	延滞金額	円	年 月 日から
減免期間	減免額	円	年 月 日まで

【処理欄】 (ここから下は記載しないでください。)

市 処 理 欄	文書番号				
	起 案 日				
	決 裁 日				
	施 行 日				
	完 結 日				
	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				受 付 印
	承認・不承認の理由				

様

川崎市 区長

後期高齢者医療保険料延滞金減免承認決定通知書

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請について、次のとおり承認と決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
申 請 年 月 日			
決 定 年 月 日			
減 免 額 減 免 期 間	減免額	円	年 月 日から 年 月 日まで

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消を求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。

様

川崎市 区長

後期高齢者医療保険料延滞金減免不承認決定通知書

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
申 請 年 月 日			
決 定 年 月 日			
不 承 認 理 由			

不服申立て及び取消訴訟

この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この決定の取消を求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。